

## 自転車用ヘルメット購入助成の対象拡大について

### 1 事業の経緯

区は、自転車損害賠償保険への加入を促進し、自転車による交通事故の被害軽減を図るため、令和4年4月1日から自転車損害賠償保険加入の13歳未満の子どもを対象として、自転車用ヘルメット購入の際、その保護者に対し港区内共通商品券（2,000円分）を配布しています。

### 2 改正道路交通法施行に伴う助成対象の拡大

令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車を運転する全ての人へのヘルメット着用が努力義務となったことを受け、ヘルメット着用状況や、国、東京都の動向等を注視しながら既存事業の対象拡大を検討してまいりました。

改正道路交通法施行をきっかけとして、自転車用ヘルメットを新たに購入される区民が今後も多く見込まれることから、助成対象年齢を全年齢へと拡大します。

なお、必要な経費について、令和5年第2回港区議会定例会に補正予算を提出します。

### 3 概算事業費

12,029,000円

(内訳) 商品券購入費用 (4,000人分)	8,000,000円
事業の周知費用 (チラシの全戸配布委託等)	4,029,000円

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和5年6月	令和5年第2回港区議会定例会 (補正予算案提出)
令和5年7月中旬	事業対象者の拡大開始